

OWNER'S LIFE

発行：エヌピー通信社 電話：03-6263-2093(代表) 日本新聞協会／日本記者クラブ／国税庁記者クラブ／国会記者会 会員社

オーナーズライフ vol. 88 2026 July

www.owners-life.com



炭鉱で栄えた「筑豊御三家」のひとつに数えられる「安川家」。次男の健次郎は、伯父の跡を継いで松本姓を名乗った。その自宅兼迎賓館は明治41(1908)年から3年の歳月をかけて竣工したもの。洗練されたアール・ヌーボー様式。随所に、その特徴である美しい曲線がみられる。(4面に関連記事) 写真提供：一般社団法人 西日本工業倶楽部

知っておきたい「がんと税金」 治療に専念するために――

生涯にがんにかかる可能性は男性で2人に1人、女性で3人に1人とされ、誰もが自身の問題として向き合わなければならない。がんになると身体の心配はもちろんのこと、金銭面の不安も出てくる。少しでも金銭面の負担を和らげるには税金のことも知っておく必要がある。誰にとっても無関係でいられないがんに関連する税務をまとめた――(6面)

contents

- | | | | |
|----|---------------------------|----|--------------------------|
| 02 | 夏に向けて災害対策を
防災用品は一括損金 | 03 | 増え続ける「相続放棄」
税金面では勘違いも |
| 04 | 歴史建築探訪
旧松本家住宅(福岡・北九州市) | 05 | 先人の名言から学ぶ
経営者の珠玉の言魂 |
| 07 | カスハラ対策が急務
今年10月から新ルール | | |

本紙定期配送のご案内

『オーナーズライフ』はオーナー経営者の皆様に読者を限定したフリーペーパーです。「上質生活と事業承継」を中心に戦略的即効性が高く、かつ保存性の高いオリジナル情報を網羅しています。お気軽に定期配送(購読料・送料0円)をお申し込み下さい。

www.owners-life.com

エヌピー通信社のホームページに有益情報が満載！

エヌピー通信社

検索

SINCE 1948 納税通信 臨時増刊

OWNER'S LIFE
特集1

備えあれば憂いなし――

夏に向けて災害対策を！

防災用品は一括損金OK

毎年、夏から秋にかけては雨量が多く台風も発生することから、一年のうちでも自然災害が起きやすい時期といわれる。経営者はこうした災害に対して自身や家族を守ることはもちろん、従業員の安全を確保しつつ事業を円滑に継続させる責任を負っている。そのためには、事前の備えが重要になる。今からできる防災対策と被災時の対応を確認しておきたい。

全社員分を用意して「プチ節税」も可能

現時点の科学では、自然災害を完璧に予測することはできない。そうなれば個人ができることは、災害がやってきた時に被害を少しでも減らすための対策と、被害に遭ってしまった時の対応策を準備しておくことだ。経営者が災害に備えておけば、自身や家族、従業員の安全を守り、また会社としていち早く事業を再開させて経営リスクを回

避することにつながる。そのため、災害対策としてできることは今からやっておきたい。

防災への備えを税務面から見ると、例えばヘルメットなどの防災用品は原則、器具備品として減価償却の対象となる。懐中電灯や乾電池などを含めた防災セットを購入したとしても1組当たり10万円を超えることはほばないので、全社員分だとしても少額減価償却資産として一時に全額を損金処理することが可能だ。

また消耗品として考えた場合には、実際に消費したタイミングで損金に算入して貯蔵分を資産計上するのが原則だが、防災用品については万が一のために備え付けること自体が使用に当たるとして、購入した時点で損金に含めることができる。同様に災害用の乾パンなど長期間保

存の利く飲食料品についても、備蓄時に損金算入できるので覚えておきたい。

建物の補強工事 税務処理に注意

一方、建物への防災対策は税務面から見るとシビアな扱いがなされる。

例えば地震で被災した建物について、余震による二次被害を抑えるために補強工事を行うケースでは修繕費に当たると。こうした工事にかかったコストは被災前の機能を維持するための費用とみなされるため損金算入が可能だ。

しかし「うちに災害が来たら危ない」と思い立ち、現時点では被害を受けていない資産について同じ補強工事を行うと、それは原状より価値を高めるための費用として資本的支出に該当する。対象となる資産がすでに自然災害でダメージを負っていないと一時に損金にはできない。

工事内容に基づき、費用は長年かけて減価償却していくことになる。

もっとも、これは被災した資産も同様で、例えば復旧工事のついでに今までなかったエレベーターを設置するようなケースでは、価値を高めるための工事として資本的支出になる。要するに大前提として、「原状回復は修繕費、機能の追加は資本的支出」と覚えておけばよい。

また、こうした「モノ」の防災対策を進めると同時に、会社のためにぜひやっておきたいのが、BCP（事業継続計画）の策定だ。BCPとは、災害を受けた際の会社としての対応や復旧の手はずなどを計画書にまとめたもので、BCPを策定して社内に周知徹底しておくことで、混乱しがちな被災時でも意思統一された対応を取ることが可能となる。防災のためには会社の耐震補強工事などハード面での対策がもちろん大事だが、こうした対策には多くのお金がかかるため、現実的には難しいことも多い。そこで、最初に手を付



けたいのが、このBCPの策定作業だ。

カギを握るのは 事前の計画づくり

BCPを策定するにあたって重視すべきは、①被災のダメージをなるべく抑えること②元のレベルで事業再開できるまでの復旧時間を短くすること③事前

の備えを厚くすること――の3点だ。交通網、社内ネットワークなどが災害によって分断された場合、どのように対応するかを決めておくことで、ダメージを軽減し、早期の業務復帰が可能となる。

例えば、緊急時のバックアップ・オフィスとして各従業員の自宅を設定し、災害時に備えて自宅に予備のノートパソコンなどを用意しておく。BCPで緊急時には自宅で事業を継続する対応策をまとめておけば、会社が被災しても素早く関係先などに連絡を取り、今後の対応にあたることができる。たとえ耐震補強工事などの多額の投資をせざるも、災害のダメージを最小限に抑えられる。

そして、たとえ完璧なBCPを策定しても、作ったきりで「災害が起きたときに読めばいいもの」として引き出しの奥で眠らせてしまつては意味がない。せっかく作成した防災計画を実効性あるものにするためには、BCPをもとにした防災訓練を定期的に行い、その都度手を加えていくことが望ましい。

訓練を行う際にも、決



まったシナリオの読み合わせを行うだけの惰性のものとならないよう、訓練ごとに状況を変えたり、変化をつけたりすることを心掛け、その結果出てきた課題を克服するためBCPに訂正を加えていくことで、より実効性のある災害対策となっていくわけだ。最初から完璧なものを目指さず、まずは6〜7割程度の出来のBCPを作り、訓練のなかで磨き上げていくことを意識したい。今年の夏までに完璧なBCPは作れなくても、計画を作っただけで災害時の会社としての動きがスムーズになるだろう。まずは、災害が起きたらBCPを確認するという手順を徹底したい。

資産を守る選択肢

増え続ける相続放棄

税金面では勘違いも…

相続放棄を選ぶ人が増えている。地方の土地や空き家を引き継ぐケースが増えていることなども原因しているようだ。こうしたなかで関心が高まっているのが、相続放棄をめぐる税務だ。相続放棄したのであれば税金は関係ないと思ってしまうがちだが、相続放棄はほかの相続人にも影響してくるだけにそう単純な話でもない。特に生命保険金では、対応次第で資産状況に大きな差が出ることにもなりかねない。

高齢化以外にも遺産内容に原因

相続財産が不動産や預貯金などプラスの財産ばかりならよいが、銀行からの借金などマイナスの財産もある場合、そう簡単に「相続します」ともいえず、プラスの財産と巨額の負債と一緒に相続したことで、借金取りに追われる日々となってしまう可能性も否定できない。そんな場合に使えるのが「相続放棄」という選択肢だ。

相続財産が不動産や預貯金などプラスの財産ばかりならよいが、銀行からの借金などマイナスの財産もある場合、そう簡単に「相続します」ともいえず、プラスの財産と巨額の負債と一緒に相続したことで、借金取りに追われる日々となってしまう可能性も否定できない。そんな場合に使えるのが「相続放棄」という選択肢だ。

家族化の進行で交流の少ない親族が増えていることなどもあるようだ。

期限は「3カ月以内」延長申し立ても可能

プラスの資産より借金などマイナスの資産の方が明らかに多い場合は、相続放棄を検討したい。



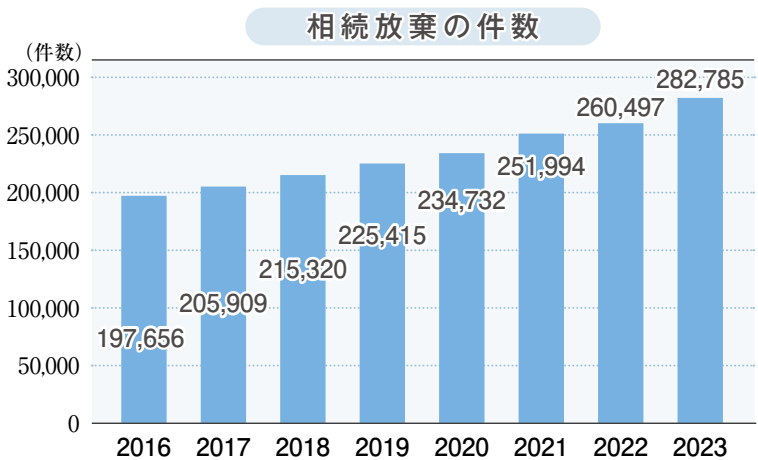
相続放棄が受理されると、その人は最初から相続人ではなかったものとみなされ、その子どもや孫にも相続権は承継されない。相続に絡む面倒な手続きからは解放されることになるが、注意したいのは残った相続人による相続税の計算だ。

一方、相続財産の中に生命保険金がある場合には、取り扱いが変則的になるので注意が必要だ。というのも、相続放棄をした場合であっても、自分が受取人となっている生命保険金に関しては受け取ることができる。これは、生命保険金は民法上の相続財産ではなく、受取人の固有の財産とされているためだ。ここで気を付けたいのが、相続放棄をすれば生命保険金にも相続税はかからないのでは、という誤った思い込みをしてしまうことだ。

生命保険が絡むと税額計算が厄介に

相続税はかからないのでは、という誤った思い込みをしてしまうことだ。相続税法では、生命保険金を「みなし相続財産」として相続税の対象に含めており、相続放棄した人が生命保険金を受け取った場合にも、遺贈により生命保険金を受け取ったものとして相続税を課すこととされている。つまり、相続放棄した場合、自分が受取人になっている生命保険金は受け取れるが、その代わり相続税も納める必要がある。

枠が使えないため、受け取った保険金の全額が相続税の課税対象となる。交流のない親族が増え、またオンライン口座や暗号資産など把握しづらい財産が増えている今、単純承認、限定承認、相続放棄のいずれかの選択が難しくなっている。相続放棄には期限があるため、今のうちから取り扱いを整理し、いざという時にはスムーズな対応ができるようにしておきたい。





OWNER'S LIFE
History

歴史建築探訪

旧松本家住宅（旧松本健次郎邸）

（福岡・北九州市）

福岡県中部。炭鉱で栄えた筑豊には、「筑豊御三家」と呼ばれる地方財閥がある。麻生家、貝島家、そして安川家を指す。いずれも炭田採掘事業を基盤として財を成したものだ。飯塚の麻生家は、庄屋だった麻生太吉（麻生太郎元首相の曾祖父）が採炭事業で成功。直方の貧農の家に生まれた貝島太助は炭鉱夫から身を起し「筑豊の炭鉱王」と呼ばれるまでに至った。

治3（1870）年生まれ、松本健次郎は21歳で渡米。ペンシルベニア大学に留学し、財政経済学を学んだ。帰国後は実父とともに石炭業の「安川松本商店」を創設し、明治40（1907）年には炭鉱経営で得た莫大な資金を投じて技術者養成のための「明治専門学校（現在の九州工業大学の前身）」を設立した。

北九州市戸畑区に残るこの邸宅は、松本健次郎が自宅兼迎賓館として建てたもの。明治41（1908）年の着工から3年をかけて同44年に竣工した。緑の豊かな丘陵の地形をいかし、約1・3ヘクタールにもおよぶ広大な敷地に洋館と日本館を配置している。

洋館は、明治時代を代表する近代建築の巨匠、辰野金吾を招いて設計を依頼したもの。日本館は、辰野のもとで中央停車場（東京駅丸の内口赤レンガ駅舎）や日銀本店などの設計に携わった建築家、久保田小三郎が手がけた。いずれも木造二階建てで、洋館の一階には広間を中心に応接室、主人書斎、客室、食堂などが配置され、二階には寝室と子供部屋が並び、和室も設けられている。日本館には中央書院と大座敷が雁行するかたちで配され、洋館とは廊下でつながっている。

具ともにアール・ヌーボー様式のデザインで統一され、随所にその特徴である美しい曲線がみられる。日本の建築に本格的なアール・ヌーボー様式が導入された先駆例とされており、家具にまでこの様式を徹底採用した一貫性は、他に例をみない。一方の日本館は、これとはまったく対照的な純和風建築で、数寄屋造りの重厚感あふれる佇まいとなっている。金比羅山を背景にした広大な庭園では、季節ごとに異なる樹相が観賞できる。建物は昭和47（1972）年に、煉瓦造りの蔵2棟は昭和57（1982）年に、それぞれ国の重要文化財に指定されている。

炭鉱経営で大成功を収めた松本健次郎は、実父の安川敬一郎とともに明治紡績、安川電機、九州製鋼、黒崎窯業などの設立に携わったほか、帝国鋳物や若松築港などの社長も務め、「安川財閥」をさらに発展させた。昭和初期からは活動の場を中央に移し、日本工業倶楽部理事、石炭統制会会長、日本経済連盟会長、貴族院勅選議員などの公職を歴任した。昭和32（1957）年には財界活動の第一線から引退。同38（1963）年、93歳で死去。

この邸宅は戦後、進駐米軍に接収され昭和26（1951）年までは独身将校宿舎として使用されていたが、翌27年に北九州経済人の集まりである西日本工業倶楽部が設立されると同時に、松本家から倶楽部へ土地・建物が譲渡され、以降は「倶楽部会館」として利用されている。



写真提供：一般社団法人 西日本工業倶楽部

先人に学ぶ経営者の心意気

賢者の言魂

古今東西、格言や故事は数々あれど、企業経営に日夜汗を流すオーナー社長にとって、経営の最前線で華々しく活躍した先人の声は、まさに金言と言える輝きを持つ。本紙姉妹紙の月刊『社長のミカタ』で大好評を博しているコーナー「賢者の言魂」から選りすぐりの名言を集めてみた。

運動部はコストではない。
地域や取引先との絆。

市野 紀生

東京ガス

いの・のりお
昭和16（1941）年生まれ。広島県呉市出身。アルバイトで生計を立てながら広島県立呉宮原高等学校に学び、早稲田大学法学部へ進む。卒業を目前に控え、就職活動に必要な「紹介状」を入手しようと、同郷という理由だけで池田勇人首相（当時）の私邸へ押しかけて「紹介状」を書いてもらう。昭和39（1964）年に卒業すると、その「紹介状」が決め手となり東京ガスへ入社。少年時代から無類の野球好きで、東京ガスの野球部が強かったことも入社を希望した理由のひとつだったという。平成10（1998）年常務、同年代表取締役専務などを経て同15（2003）年に社長就任。東京ガスの旧豊洲工場跡地を候補地として、東京都が「豊洲市場」の新設を計画した、いわゆる「築地市場移転問題」では、「工場操業由来の土壌汚染がある」事実を都側へ伝えた上で、独自の土壌汚染調査・対策工事を実施した。平成20（2008）年に会長へ退くと、同22（2010）年から5期8年にわたって日本野球連盟（JABA）の会長を務めた。また、平成27（2015）年から同30（2018）年まではアマチュア野球を統括する全日本野球協会（BFJ）の会長も兼務し、東京オリンピックでの野球・ソフトボールの追加種目採用に尽力した。東京近郊の企業が参加する45歳以上の軟式野球リーグでは、長年「現役選手」としてプレー。70歳を過ぎても草野球チーム「東京ガス」の1番・指名打者として打席に立った。令和5（2023）年7月19日、82歳で死去。

面白い仕事は、
与えてもらうのではなく、
自分で作り出すものだ。

新日本石油（現・ENEOSホールディングス）

渡 文明

わたり・ふみあき
昭和11（1936）年、東京・赤坂で生まれる。成城学園中学校・高等学校を卒業後、1年間の浪人を経て慶應義塾大学経済学部に入學。昭和35（1960）年に卒業すると日本石油へ入社。昭和45（1970）年には自ら立案したA重油の販売企画が大ヒット。何度も品切れ状態になるほどの成果を上げ係長に昇進した。その後も一貫してセールス部門を歩み続け、平成2（1990）年に販売部長となる。平成4（1992）年取締役就任。平成7（1995）年常務、同10（1998）年副社長。平成11（1999）年4月に日本石油と三菱石油が合併して「日石三菱」が発足すると新会社の副社長に就任。約6年間で2200億円のコスト削減を実現し、合併時に1兆4000億円あった有利子負債を1兆円規模にまで圧縮した。平成12（2000）年、販売出身者としてはじめて社長に就任。平成14（2002）年には旧三菱側を説得して「新日本石油」への社名変更を実現した。平成17（2005）年に会長へ退くと、常務会には出席しなくなったが、イメージキャラクターの名称決定に際しては、当初「エネゴリラ」となっていたものを「エネゴリくん」に修正させた。平成20（2008）年には九州石油を吸収合併。平成22（2010）年に新日本石油と新日鉱ホールディングスが統合して「JXホールディングス」が設立されると、世代交代のため会長就任を固辞し相談役に退いた。令和2（2020）年、84歳で死去。

そんなに難しく考えなくていい。
気に入ったものを買っていただく。
それが商売だ。

佐藤 安弘

麒麟ビール

さとう・やすひろ
昭和11（1936）年生まれ。東京都出身。東京都立西高等学校から早稲田大学商学部へ進み、昭和33（1958）年に卒業すると麒麟麦酒に入社。入社3年目の昭和36（1961）年、麒麟がコカ・コーラ事業に進出すると新設された近畿コカ・コーラボトリングへの出向を命じられる。新会社では経理のルールを策定したほか資金調達にも奔走。増資にあたっての実務一切も取り仕切った。結局、近畿コカには8年半在籍し、異例の長期出向となった。麒麟に復帰後は不動産事業開発部長、経営企画室長などを歴任し、『一番搾り』が発売された平成2（1990）年に取締役就任。平成5（1993）年に総会屋への利益供与が発覚し社員から逮捕者が出ると、総務担当常務が引責辞任。経理担当役員だった佐藤がその後任に就いた。常務、専務を経て平成8（1996）年に社長就任。当時のビール業界では異色の「営業経験のない社長」となった。平成9（1997）年には東京、広島、京都の3工場を閉鎖すると決定。高コスト体質からの脱却を図るとともに、発泡酒市場への参入も計画。平成10（1998）年にリリースした発泡酒『淡麗』は発売と同時にヒット商品となった。平成11（1999）年には高崎工場の閉鎖も断行し、生産拠点の集約化を図った。この言葉は『淡麗』が発売される前後のもの。大学との共同研究で「二日酔いになりにくい商品を作る」という開発チームや、「ラガーと一番搾り、どちらを売るべきでしようか」という若手社員に対して、こう語ったという。令和2（2020）年、83歳で死去。

治療に専念するために 知っておきたい がん税金

会社負担分の損金化には制限

厚生労働省によると、生涯にがんにかかる可能性は男性で2人に1人、女性で3人に1人とされ、誰もが自身の問題として向き合わなければならない。がんになると身体の心配はもちろんのこと、金銭面の不安も出てくる。少しでも金銭面の負担を和らげるには税金のことも知っておく必要がある。誰にとっても無関係でいられないがんに関連する税務をまとめた。

個人事業と法人 掛け金の税務に違い

2020年に新たに診断されたがんは94万5055例、がんを原因とした死亡数は約38万人で、いずれも30年前の2倍以上となっている。男性の2人に1人、女性の3人に1人ががんに罹患するなかで、がん発覚後の金銭面の負担を力バするがん保険への加入件数は増え続けている。24年は2522万件で、

10年間で約2割増しにもなる（生命保険協会調べ）。がん保険料の税務を見ていくと、支払うのが個人か法人かによって扱いが異なる。

まず個人事業主は、自分を被保険者とした保険料を事業の経費とすることはできず、個人負担となる。ただし、すべての納税者に認められる生命保険料控除の対象となるため、最大で4万円まで所得控除することが可能だ。また、個人事業の従業員のために加入する場合の保険料は福利厚生費や給与などとして経費化が認められる。一方、法人が加入

するがん保険の保険料は、解約返戻金などにより、経費として損金にすることが可能だ。ただし、以前に比べて損金にできる範囲は著しく制限されている。2011年までは全額を損金にできたため、多額の利益が出ているタイミングで加入して保険料分の金額の黒字を圧縮することが可能だった。途中解約して法人が返戻金を受け取る際には益金が発生して課税対象になるものの、受け取りのタイミングを退職金の支払いなどの損金がある時期や赤字が出た時期に合わせることで節税できた。し

かし12年に保険料の損金化には制限が掛けられ、解約返戻金があるがん保険の保険料の損金算入額は支払額の2分の1にまで引き下げられた。その後も厳格化が行われ、現在では税負担を軽くしながら解約返戻金分のお金を積み立てるという目的で加入するメリットは薄れている。なお保険契約者が個人事業主と法人のいずれであっても、がんになった従業員が受け取る保険金は基本的に非課税だ。一方、従業員の代わりに法人や事業主が受け取る契約だと、収入（益金）として課税対象になる。

高すぎる見舞金は 課税される恐れ

ちなみに、入院中の見舞いに関する税務を見ていくと、入院している患者が会社などから受け取る見舞金や見舞品には基本的に所得税や贈与税は課税され

ない。ただし、その金額が税務署に「社会通念上相当な金額」を超えていると判断されると、給与所得などとして課税されてしまうことがある。課税と非課税の境目は必ずしも明確ではないが、5万円が判断基準といわれる。これは02年の国税不服審判所の判断が基になっているもので、請求人の類似法人の見舞金支払い規定や実際の支払い状況を審判所が確認した結果、見舞金を5万円としているところが多かったためだ。その裁決を基に5万円以内の見舞金は福利厚生費として会社の損金にでき、また受け取る個人も給与課税されない。

もうひとつ覚えておきたいのが禁煙の税務だ。国立がん研究センターによると、がんを発症した患者のうち、男性の30%、女性の5%は喫煙が発症の原因だったという。そのため同センターは、がんの予防に最も効果的な方法として、「煙草を吸わないこと」を挙げている。

禁煙をめぐる医療費 要件満たせば控除

しかし予防のためとはいえ、喫煙者にとって禁煙は簡単なことではない。そのようなひとに利用されているのが禁煙治療だ。禁煙のための治療は以前は保



険の適用外だったが、現在は一定の基準を満たせば保険適用が認められるようになり、利用者が増加している。

禁煙治療の費用は、10万円を超えた部分を所得から控除できる「医療費控除」の対象となる。あくまでも医師の指導のもとで実施する必要があり、ニコチンガムなどの禁煙補助薬を自分で購入した際の費用は通常の医療費控除の対象とならない。ただし、一定の市販薬の購入費のうち1万2千円を超えた部分を所得控除できる新医療費控除制度「セルフメディケーション税制」の対象になる可能性はある。例えば禁煙補助薬の「ニコレット」や「ニコチネル」は同税制の対象だ。

経営者や従業員ががんで仕事を休むことになれば、事業者にとって大きな損失だ。従業員が税金に関する不安を抱えないようサポートすることも含め、復帰に向けて全面的に支えていきたい。

クリニックのカスハラ対策

カスハラとは？

そもそもカスハラは、法律上は、職場において行われる、顧客、取引の相手方、施設の利用者その他の当該事業主の行う事業に係る有する者の言動であって、その雇用する労働者が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより、当該労働者の就業環境を害すること」と定義

されています。

本来クレームとは、サービスや態度などに対し不満を訴えるもので、クリニックにおいてもクレーム対策はこれまでも重要な経営テーマとなってきました。しかし、クレームの中には、過剰な要求を行ったり、不当な言いがかりをつけたりするものもあります。そのような不当・悪質なクレームは「カスハラ」に該当する可能性があります、職員に過度なス

2025年6月に労働施策総合推進法が改正され、カスタマーハラスメント（以下、カスハラ）対策が事業主の義務として位置づけられました。施行は2026年10月1日からであり、医療機関を含むすべての事業者が対象となります。

カスハラに該当し得る言動の例

カスハラは、単なる苦情や意見とは異なり、要求の内容または伝え方が社会通念上許容される範囲を超え、職員の就業環境を害するものを指します。厚労省も、判断にあたっては「言動の内容」と「手段・態度」の両面から総合的に見る考え方を示しています。

たとえば、診療や会計、予約、検査結果の説明などに関係のない要求は、カスハラに該当します。具体的には、職員の私生活を聞き出そうとする、性的な発言をする、診療内容と無関係な謝罪や金銭補償を求めるといった行為です。また、医療機関が提供できる範囲を著しく超えた要求も問題となります。たとえば、「すぐ診ろ」「待ち時間を理由に料金を下げる」「保険診療では認められない内容をやれ」といった要求は、正当な苦情の範囲を超える場合があります。



の不満がスタッフに向かうケースです。

重要なのは、患者の不安や不満を受け止めることと、職員を守ることを両立する必要があります。正当な意見や苦情には丁寧に対応しつつ、暴力・暴言・脅迫・執拗な要求については、クリニックとして対応ルールを明確にしておく必要があります。

現場任せにないか？

法改正から約1年が経過し、クリニックにおいてもボスターを張るなど、一見対応が進んでいるように感じます。しかしながら、実際は「ルールが明確でないまま現場任せになっている」のではないのでしょうか。スタッフ個人の我慢や対応力に依存してしまうと、問題は表面化しにくく、院長が気づいた時には退職やメンタル不調につながっていることもあり得るのです。

対応方針を明確に

そこでカスハラ対策として、まずは院内方針を明確にすることが重要です。「暴言・威圧・長時間拘束・過剰要求には組織として対応する」という姿勢を掲示やホームページで示すとともに、スタッフにしっかりと説明して欲しいのです。

次に、受付や電話対応で使える対応例を整備すると良いでしょう。たとえば「これ以上大きな声でのお話が続く場合は、対応を中止させていただきます」といった言葉です。さらに、対応記録を残す仕組みも

スタッフが安心して働けるように

カスハラ対策は、悪質なクレーム患者を排除するためのものではありません。理不尽な要求からスタッフを守り、安全な医療提供体制を維持するための経営課題です。これからのクリニック経営では、患者満足だけでなく、スタッフが安心して働ける環境づくりが、医療の質とスタッフの定着率を左右するのです。

MICTコンサルティング(株) 代表取締役 大西大輔



2001年一橋大学大学院MBAコース卒業後、医療経営コンサルティングファーム「日本経営グループ」入社。医療IT機器の展示場「メディプラザ」を設立。東京、大阪、福岡の3拠点を管理する統括マネージャーを経て、2016年にコンサルタントとして独立し、「MICTコンサルティング」を設立。過去2000件を超える医療機関へのシステム導入の実績から、医師会、保険医協会などの医療系の公的団体を中心に講演活動および執筆活動を行っている。



OWNER'S LIFE
節税アイテム

職場のセキュリティ向上で節税

防犯カメラ 節税効果が期待できる税目 法人税

SET683-1 IPカメラ 屋外防雨 バレット型 防犯カメラ 4台セット

- 内容：IPネットワークカメラ4台、対応録画機1台
- タイプ：バレット型
- 保証：3年
- 設置場所の制限：屋外防雨対応
- 遠隔監視：可能

330,770円(税込)

防犯カメラの普及が進み、自分の姿を映像として捉えられずに街を移動するのはもはや不可能といつていいほどになった。固定式の製品は国内だけですでに500万台以上が設置されているという。

駅やその周辺の道路、コンビニ、金融機関などと比べると割合は低い、一般的なオフィスへの設置も進んでいる。職場やその敷地に設置すると、外部からの不法侵入のリスクを大幅に減らせる。また情報漏えいなどの従業員の不正の抑止にもつながる。さらに、ハラスメントの証拠を映像に残して従業員を守れるという可能性もあるだろう。

インターネットで「法人監視カメラ」などのワードで検索すれば、セコムや総合警備保障（アルソック）などの警備会社がセキュリティシステムの一環に組み込んでいるケースに加え、パナソニックやシャープなどの電機メーカーが販売しているケースを確認することが可能だ。リース契約も多いが、黒字が多く法人税が高額になるのであれば、自社で購入するという選択肢を選ぶことによって税額の圧縮につながる。

監視カメラの減価償却資産としての耐用年数は6年とされている。もちろん、本コーナーで繰り返し記してきたように、少額減価償却資産の特例を利用できる中小事業者なら、40万円までの商品は1年で一括償却することが認められている。

写真上はセキュリティ機器全般の販売を行うアルコム（福岡市）が扱う「SET683-1 IPカメラ 屋外防雨バレット型防犯カメラ」。録画機1台と、カメラ4台がセットで33万770円（税込）。前記の特例により、1年で経費化できる価格帯となっている。パソコンやスマホでも映像の確認が可

能だという。

この製品の「バレット型」とは、弾丸（バレット）のような形状を指す。カメラの存在や向きが明確なので、いい意味でも悪い意味でも威圧感を与えやすいという特徴がある。

一方でドーム型（写真右）は威圧されている感じが弱まるとされる。また録画している方向がわかりにくいことが、悪意を持った者からすれば「死角を見つけてにくい」ということにつながり、心理的なプレッシャーになるそうだ。

なお、録画データの保存方式には、レコーダーを利用するタイプのほかに、クラウド（ネットワーク）に保存するタイプもある。

防犯カメラは「監視社会」という言葉とともに語られ、おそれられることも少なくなかったが、すでに生活に根付いたものとなった。新聞やテレビで「防犯カメラから〇〇容疑者を割り出し」などと日々報じられているように、犯罪者の特定や犯罪の抑止につながるのには間違いない。防犯カメラを上手に活用し、節税しながら会社や社員の安全を守るようにしたい。

基本は6年で減価償却



社員を守ることにもつながる

千客万来、
商売繁盛！

リアル 2027年版

招き猫
カレンダー

▲掲載画像はすべて2026年版のものです

リアルな招き猫たちが、かわいしくさで福を呼ぶ！
取引先への配付ツールとしてもご活用ください。

昇社長のミカタ 昇院長のミカタ 昇所長のミカタ

リアル招き猫カレンダー（2027）の
予約お申込みは50部から承ります。

毎年
大好評！

50部 10000円【1部当り @200円
税・送料込】

一般頒布価格：定価（本体500円＋税） ISBN978-4-86678-999-6 C0078 ¥500E

B5判（見開き上下2ページでB4サイズ）・コート紙・カラー・中綴じ・28ページ（表紙に「お届けしたのは」の記名・押印欄あり）

『リアル招き猫カレンダー2027』を
お申込みは50部以上でお願い致します
50部以上は1部単位での追加が可能です。

部

（@200円）
購入します。

※後日エヌビー通信社より請求書をお送りさせていただきます。

お名前	会社・事務所名
〒	
ご住所 お電話	
電話番号	

お問合わせ  エヌビー通信社 カレンダー係 ☎03-6263-2093

今すぐFAXで
お申込みを  0120-613-336

050番で始まるIP電話からはFAX番号 03-6263-2914 へご送信願います。